

作業規程の準則の一部改正の主な内容について

① 各種の衛星測位システムに対応

準則では各種測量に GPS 衛星(米国)が利用できる規定となっていますが、GLONASS 衛星(ロシア)の本格的な稼働が始まったことに伴い、位置精度及び利用の有効性が確認できたことから、GLONASS 衛星を GPS 衛星と併用して利用できるようになりました。

② キネマティック法の利用を拡大

キネマティック法について、解析処理ソフトウェアの性能向上と利用できる衛星の充実により、短い観測時間で高い位置精度が求まることが明らかになつたため、利用範囲を 4 級基準点測量のみから 3 級基準点測量まで拡大されました。

また、地形測量における TS 点の設置や地形、地物等の測定、写真測量における標定点の設置、応用測量における路線測量、河川測量及び用地測量での利用が可能になりました。

③ ネットワーク型 RTK 法の利用を拡大

ネットワーク型 RTK 法の間接観測法及び単点観測法について、地形測量・写真測量及び応用測量における有効性及び効率性が確認できたことから利用範囲が拡大されました。

また、観測終了後に解析処理を行う、後処理による基線解析が可能となりました。

④ セミ・ダイナミック補正を明文化

地殻変動に起因する基準点の位置誤差を補正する手法として基本測量にセミ・ダイナミック補正が導入されたことに伴い、公共測量においても電子基準点のみを既知点とする 1 級基準点測量において、セミ・ダイナミック補正が必要となりました。

⑤ 用語の統一と名称の変更

準則の条文等において、同一の内容で使用される用語の不統一が見受けられたことから、用語の統一を行いました。また、用語の見直しとして、GPS は GNSS 衛星等に名称変更されました。

なお、今回の一改正に關係する書類は、国土交通省国土地理院(茨城県つくば市北郷 1 番)に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/>